

## 第5回 四條畷市子ども・子育て会議

日 時	平成26年11月11日（火）午後1時30分～
場 所	市役所東別館2階201号

<開会>

事務局：(挨拶)

健康福祉部長：(挨拶)

事務局：(会議成立要件の報告)

委員長：(挨拶)

### 1. 議題

#### (1) 四條畷市子ども・子育て支援事業計画（案）

事務局：(資料説明)

委員長：ありがとうございます。ただいま修正点を主とした四條畷市子ども・子育て支援事業計画のご説明をいただきました。この件に関しまして委員の皆さま方ご意見、ご質問ありませんでしょうか。

事務局：今変更点の説明させていただきましたが、今回この事業計画の原案の策定に向けてということで最終段階に入っています。今変更点のところ、説明させていただいた以外の部分で、文言や気になるところ等ありましたらそれも含めてこの際に意見いただければと思いますのでよろしくお願いします。

委員長：他の部分に関しても文言等で気になるところがあればご指摘いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：策定にあたってこちらからの説明をしてきたのですが、文言、単語などでこれは何だろうというところがあればそのようなことも併せて質問していただいても結構ですので、いろいろなご意見いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

委員長：今の変更点の19ページの28年度ですが、市が設置されている施設の認定こども園の定員が615人とありますが、これが29年度に先送りになったということですか。下の29年度の認定こども園の定員818人、数字はどのように計算したらよいのですか。

事務局：これは、数字が間違っ入っております。

委員長：28年度は認定こども園に移行されない。なわて幼稚園は徐々に認定こども園に移行されるという、徐々にという微妙な言い方ですが。

事務局：29年度の認定こども園のところの数字が間違っ入っております。申し訳ございません。平成28年度の認定こども園の数値ですが、ひまわり保育園の135人、なわて幼稚園の480人の合計です。ここの平成28年度の下の子の幼稚園が定員570、保育所定員1,136、認定こども園の定員が615というようになっているのですが、この認定こども園の615と言いますのは、ひまわりこども園の135となわて幼稚園の480という数をこ

の認定こども園の中に想定数として入れさせていただいている部分でございます。

委員長：これがここと別々だとみえるので、480がうち数だというようにわかるように書いたほうが良いと思います。

事務局：そうですね。内訳として下のうち数みたいにして書いていますので、上の幼稚園定員570、保育所定員1,136、認定こども園の定員615、小規模保育定員36、これがこの表の子どもの数となっております。

委員長：認定こども園の定員615人の内訳が。

事務局：なわて幼稚園の480人、そしてひまわりこども園の135人、これが認定こども園の平成28年度の認定こども園の定員数です。615となっております。

委員長：両方とも私立ということですね。公立は29年度に移行ですか。

事務局：29年度に移行という計画になりましたので、29年度の表のほうで認定こども園の定員を818というようなかたちにしております。といいますのは、28年度の認定こども園が615ですから、そこに忍ヶ丘保育所とあおぞら幼稚園の合体した認定こども園の数203が入ります。

委員長：内訳の部分が少しわかりにくいので、わかりやすくしていただければと思います。

事務局：そうですね。わかりにくい表記については、書き方を変えたいと思います。

委員：定員の数え方ですけれども、一応これは認可定員をベースにされていると思いますが、認定こども園の場合は利用定員という言い方をしています、実際に利用されている方の数でカウントしています。この辺のところの見方なのですが、例えばうち場合も480人というのは認可定員で、実際はおそらく、来年は300人程度しかいないと思います。となると利用定員が300となるとこの数も変わってくるのではないかと思います。ですからそのところを、この表の上での数と、実際の人数と若干違いがあると、それは公立も同じだと思うのですが、それをどう読んでいくのかということがあると思います。

事務局：そうですね。どうしてもこれは国に出していく数字ですので、認可定員の数を入れさせていただいております。

委員長：実質の定員は、ほぼ変わりますよね。

事務局：毎年1回進捗の確認を行い、見直しもさせていただくことになるかと思っておりますので、その時期に見直しをしながらまた数を修正させていただくということになるかと思っております。

委員：その点に関しては保育園についてもまったく同じ状況に分かれていますので、定員の実数のひらきというのは多いところもあれば、少ないところもある。

事務局：そうですね。

委員長：他に何かご意見、ご質問ありますでしょうか。42ページの子どもの権利擁護の推進の子どもプロジェクトの取り組みで、引きこもり対策の組織化というものがありますが、平成26年度に設立されていると、市民参画の取り組み体制の確立、これはもう具体的に動いているわけですか。

事務局：教育委員会の地域教育課が中心になって、引きこもり等の支援対策で、今度アンケート調査をするというようなことで動き出しております。

委員長：引きこもりに対してアンケートは難しいですね。

事務局：難しいです。その当事者に直接というのは難しいのですが、すべてを対象に聞くというのもその中で該当者が少ないので、情報量が少ないと思います。それでしたら庁内関係課で引きこもりに関する情報、以前経験があった、現在引きこもりというようなことが確認できている方などを対象に、本人やその家族などに調査をかけて、聞き取り調査というようなかたちでその個々の状況を把握して、支援対策を検討していくというような方法で、今すすめているところです。実際、そのアンケート対象は40件くらい、市内の対象者に聞き取りを行うというようなかたちですすんでおります。

委員長：40件というのは。

事務局：引きこもっているなどの対象件数です。

委員長：40人ほどおられるということ、実態は把握されているのですね。

事務局：そうです。ひきこもりの状態になる要因として精神疾患をお持ちの方なども含まれますので、まずその方々を除き、調査可能な方が40人くらいということで、その調査の方法についての説明会なども地域教育課で開いてくれているところです。

委員長：40名はどのようなかたちで把握されたのですか。

事務局：たとえば各課で、ケースワーカーやひとり親の自立支援員さん、相談員さんがその窓口の面談など手続きのときに、いろいろな相談を受けたりする中で、家から出られずに仕事に行けないというような状況の方をピックアップしています。

委員長：行政的に把握しているケースということですね。だからかなり埋もれているケースもあるということですね

事務局：埋もれているケースもその他にあると思います。でも把握できるのはそのようなかたちでしかできないということで、そこから行っていきます。

委員長：教育委員会が所管ですか。

事務局：そうですね。

委員長：18歳未満は教育委員会です。

事務局：引き込み調査の対象が15か16から39歳までという年齢の高いところが対象になっているということなので、中学校や小学校に行っている子どもについては、学校で不登校などについて学校教育課で対応できているのかなというふうに思うのですが、学校を出た人が、仕事もできずに家にこもっているといった方々が今回の支援に関しては中心になってくるのかなと思います。

委員長：そこを含めて教育委員会が所管ということですか。

事務局：そうです。

委員長：わかりました。

副委員長：子ども会議の設置は具体的にどのような方向性を今のところ考えていますか。

事務局：具体的にどういったかたちで進めて行くというのはまだ絵が描けていないのですが、子どもに関することで、市に対するいろいろな意見等を吸い上げないといけないので、小学校でしたら高学年以上、中学校の子どもさんを対象に聞き取り等をしないといけないかなと、まだその辺りも具体的にどのような方法で進めていくかは、描けていない状態です。

副委員長：この直に子どもの意見を聞く場所は大事な受けとめ方なのですが、また教えて下さい。

委員長：他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは無いようでございますので、次の利用者負担について事務局から説明をお願いします。

## (2) 利用者負担について

事務局：(資料説明)

委員長：ありがとうございました。ただいま利用者負担についてのご説明をいただきましたが、この件に関して何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

委員：この保育料については、以前から公立と私立、あるいは幼稚園と保育所の格差というのはずっと連動してしまっていて、それをどう是正していくのかということが大きな課題でした。新制度に移るということで、そこのところはある程度、解消の方向に向けて国が動いているのですが、先ほど少しご説明がありましたように、公立幼稚園の保育料がほとんど据え置きの状態ということで、これは激減緩和という一応大義名分はあるのですが、では将来的という話があったのですが、大体いつごろを目途にその格差をなくしていくという方向にこだわるのか、あるいはこれは当分続くのだということをお聞きしたいのですが。

事務局：なかなか今の状態から一足飛びにということは難しいと考えております。激減緩和ということと、もう1つ今説明にありましてとおり、公立の幼稚園が今後、認定こども園になることによって無くなってしまふ。それで公の幼児教育について、そこはずっと引き継いでいく必要があり、公の役割ということでこれまでどおり継続していかないといけない部分はあると思います。一方、保育所の場合ですけれども、今現に公立、民間、まったく同じ保育料で運営をおこなっています。ですので、幼稚園で差があって、保育所で差がないというのも、バランスが悪いというふうには考えておりますので、今、委員のほうからいつ頃というようなお話がありましたが、今の段階では将来、幼稚園も保育所同様、公民同じようなかたちで行く方向では考えておりますが、幼稚園と保育所についても、今後、認定こども園が普及してきた場合に、一定その差というのものは是正していかなければいけないという思いがありますので、その各施設の格差について、どのような順番でといいますか、どの部分に重点をおいて、検討をすすめていくかということ、今後、市として利用料に対する考え方を示す上では、難しい課題だと思います。今の段階ではいつ頃というのはお返事したい状況ですので、今後また、この子育て会議、来年以降も続けていきますので、そこでいろいろな意見を伺いながら、市としての方向性を詰めていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

委員：公には公の役割があると思います。ただ、今後のことを考えると、少子化がますます進んでいくときに、例えば公立の存在意義が何だろうということが問われてくると思います。ですから公立はこのようにするために必要なのだと、このような存在価値があるのだということ、もう少し明確にしていく必要があるかなと思います。そうしないと民間に任せたらよい、というようになってくると思います。そのあたりのやはり

理論的な根拠と申しますか、そのへんをきちんとしていく必要があるかなというようには考えます。

事務局：公立の役割という部分ですが、やはり今回この事業計画の中で、28年度から公立の認定こども園というようにはじめは事業計画にあげていた部分を、1年うしろにもっていったということも、やはり、子どもにとって公立の認定こども園というものが本当にメリットがあるかどうかという部分、それがまず市としてきちんと確認できないと幼稚園と保育所を一緒にするというだけのものでは進めていけないというように思っていますし、単に待機児童の解消だけで進めるべき事業でもないのかなというようなところから、事業計画の1年間後ろにもっていったかたちで、市としてはどのような施設が1番よいのかということを検証する期間も必要であるというような考え方から1年間うしろに変更させていただいたというような状況です。よろしく願いいたします。

委員：違う話なのですが、保育所の場合は例えば国の基準があつて、その基準を丸々保護者の方が払っているのではなくて、その例えば70パーセントなど保護者の方が払っておられると、それと同じ考え方を例えば幼稚園1号認定の保護者の方には適用していく必要があるなと思って、というのはやはり、国の基準は先ほど説明がありましたけれども、ではその何パーセントくらいが保護者の負担になってくるのか。丸々であれば、それはやはり先ほど言いましたように、幼稚園と保育所の格差の是正にはつながらないので、やはり保育所と同じ考え方を幼稚園のほうにシフトしていくということが必要かなと思います。丸々同じパーセンテージでなくても、やはりそうしないと認定こども園を推進していく上で、推進力とならないと思います。ですからそのところを考慮願いたいなということです。

委員長：幼稚園と保育所の公費の負担の割合はどのくらいですか。

事務局：保育所の整備等の場合でしたら、公費負担は、半分を国、4分の1が市町村というかたちで、4分の3が公費負担というかたちになっています。あと運営費については年齢、所得により保育料が違うので一概に保護者の負担割合はできませんが、四條畷市の場合、保育所の国で定める保育料の基準からすると、平均して大体75パーセントくらいで保育料を設定しているという状況です。

事務局：幼稚園ははっきりした数字はでないですけども、国からの就園奨励費による市の持ち出し分と申したら、それに上乗せしている分がどのくらいか数字的に今は、もっていません。

副委員長：公費負担割合は。

委員：就園奨励費の場合は国が大体3で、市が7くらいですね。

副委員長：幼稚園は府の負担はないですか。

委員：府はないです。保護者に直接還元できるお金は国と市です。

委員：今市立の幼稚園は、保育料はいくらなのですか。

事務局：月々9,000円です。今の段階では入園料が入園時に3,000円あります。所得に応じていくらかの減免があるので、所得の低い方はいくらか返ってくるということがあるのですが、対象は少ないです。

委員：ちなみに、なわて幼稚園さんは。

委員：大体私立の3園、入園料が大体3万円から5万円くらいです。それと保育料が月23,000円ですね。だから私立幼稚園の場合は、保育料と先ほど言いましたように、府からいただく補助金とでやっていますけれども、大体府の補助金が総支出の3割くらいですね。あとの7割は保護者の方の保育料でまかなっているという状況で、先ほど保育所の話がありましたけれども、まったくその辺の構造が違うので。

副委員長：急に是正しようとしても、新制度とシステムが違うから1度にはやはり、これは何年かかけてゆっくりというかたちでないといろいろ支障がでてくるのではないかと思います。公立の保育所も幼稚園もどういった役割をこれから市の中で担っていくかというところを、やはり方向性として考えて、そのうえで保育料をどうするのかとやっていかないと、何か見えなくなってくるのではないかなということが、市によってそれぞれ思いや市の保育所、幼稚園がもっている役割は違うと思うので、そこはどのような位置づけで四條畷としてはしていくのか、民間とどう整合していくのかということが、3年、5年くらいのスパンで考えていく必要があるのかなと思います。

事務局：これまでずっとそれは言われてきていることで、公の役割、民の役割のかたちの部分をしっかりと持ちながら進めていかないと、実際に公の施設が減っているという現実もあり、だから、公としての役割は具体的にこれだということが大事ですので、そこをしっかりと明確にしていくということが必要だと思っています。

委員：今、幼稚園を選ぶ保護者としてみたら、この変換期ですごく今、友達も悩んでいる部分が多くて、先ほどおっしゃっていたように公と民でその役割というかたちも多分保護者としてみたら選ぶにあたっては基準になっている部分もたくさんあると思うのですが、実際、友達でもどうしたらよいのだという、そのような面や制度の変換期で子どもを幼稚園に育てていく保護者に対する意見やこのようなところを明確にしてほしいし、そのような意見は今後どういったかたちで聞き入れていただける場所などはあるのか。今までみたいな私立でこのような幼稚園の教育が好きでここに入りたいというのと、安くて公立で送り迎えも自分でしてという、私たちの簡単な幼稚園選びが今まわりでは少し難しくなっていて、その保育料の金額も来年にならないとわからないと言われてしまって、入ったが金額がこれになりましたと言われて、じゃあ、やはり辞めるとも言えないです。そのような不安定な中で選ばれている保護者の意見や今後どのようにしてほしいという意見を、どのようなかたちで聞いていただけるのかなということを思います。市からこうですと出されたことに対して、保護者の人はイチイチそれに対して市役所に聞きにいけるかということ、窓口がそんなに開けていないような感じがします。いつでも聞きに来てくださいと言われるのですが、市役所に行くことが本当に難しく、でも実際、子どもを幼稚園に預けるとなったらそれは死活問題で、多分どのように聞いてよいかもわからない保護者の方もたくさんいると思います。小さいお子さんがいて一緒に窓口に来るというのも、とても大変なことだと思うので、もう少しそのようなイメージ的なものや簡潔にもっと保護者に対するアピールというか説明を広報以外にももっと開けたかたちで載せていただけたらなということはいろいろなかたちでとても思います。

委員長：情報をいかに保護者の方に伝えるかということですね。

事務局：今、取りかかっているのは、子どもプロジェクトということで、市長は児童福祉、それから障がい福祉、高齢福祉についてのプロジェクトをたて、推進していくという方針をもっておりまして、そのプロジェクトの中で1つ子育て情報サイトの創設もあり、それはパソコンがなければ見られないのですが、サイトを充実し、各施設の状況や特徴など、パソコンを通じて確認しやすいようなかたちで、今つくり込んでいるところです。繋がりはできているのですが、例えば公立のあおぞら幼稚園を見たときに、まだおっしゃっているように、これが公の役割というのがはっきり出てきていない。また今後、先に認定こども園化を見据えた中で、公の幼児教育の施設としてどのようなことを進めていくか、特徴をもった施設としてどのようなことが重要であるかということを検討した中で、そういったところを活用し、広く周知していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

委員長：ネットで情報公開されるということですか。

事務局：ホームページ上で各施設の状況というの、民間施設などはご自身でホームページをもってやっておられるのですが、それとつなげたかたちで子育てのところから、いろいろ繋がり、情報が広がっていくようになっています。

委員長：マグネットのようなものですか。

事務局：市のホームページから入っていきます。

委員：私は今上の2人を私立の幼稚園に行かせて、下はいずみ幼稚園に2人行かせていただいたのですが、選び方が私の場合は簡単だったのですけれども、私立はやはり23,000円位とバスに乗せていたのでバス代。私立だとサッカー教室や絵画教室があって、その習い事を入れると簡単に30,000円くらいかかっていました。近所の人いろいろな話を聞いたときに、景気が悪くなったこともあるのですが、いずみ幼稚園は安いよということで、いろいろ調べてみたら親の手助けやいろいろなことがあるのですが、高いか安いかにいったときに、私立のよいところはこっちだったし、公立のよいところはこのようなところだったしと、行きながら学習したこともいろいろありました。単純な選び方といいますか、結構それぞれの選択肢がパッといける感じだったのですね。今度、このような認定こども園などになると、その中で選択肢が枝分かれて、結構悩む面がきつとあると思うので、単純に高いか安いかなどという問題だけではないのですけれども、もう少し分かりやすく保護者がどちらにしようかという選択肢のなかで選びやすく見やすいかたちのものができたらありがたいかなと思います。

委員：おっしゃったことは非常によくわかるんですよ。子どもの幼稚園を選ぶのに、高いか安いかで選んではいけないですよ。でもやはり現実はそうですよね。だからこの新制度は、それをなくそうということが1つあったんです。全部同じ料金設定にして、所得に応じて段階はつけますけれども、お母さんが働いている、働いていないにかかわらず、やはりうちの子にはこのような保育があっている、このような集団がよいというかたちで本当は選んでいただくのがよいので、だからそこに向けてこの制度が、多分位置付けていかないと本来の目的が飛んでしまうんじゃないかなと思います。

事務局：今のままの設定でいくというのはありえないと考えております、どのくらいのスピ

ード感でそれぞれの保育料の設定をよせていくかということを検討していかなければいけないと思います。

委員：とても単純だと、今行っているお母さんがあおぞら幼稚園に行かせたら9,000円で、今妊娠している子どもさんを産んで、その子が行くときには所得は変わらないけれど、大体いくらになるかなどをわかりやすくといいますか、今は9,000円だけれども、大体このくらいになるみたいな、理解しやすい表になっていたりするとよいと思います。

事務局：今、国の基準が示されており、それが最高基準です。それを超えることはできないので、今の段階ではその範囲内で検討するというくらいにしか言えない状況です。ただ、公立幼稚園の場合、想定ですけれども、近づけようとするとうがってしまうので、上がるにつけて公立はどのようなことが変わったかということの説明が必要になってくると思うので、市として公立の幼稚園の考え方、進め方をはっきりと明確に表せるように作り上げていかなければいけないと考えております。

委員長：他によろしいでしょうか。よろいでしょうか。それでは次第（3）の四條畷市子ども基本条例（案）について事務局から説明をお願いします。

### （3）四條畷市子ども基本条例（案）

事務局：（資料説明）

委員長：ありがとうございました。ただいま四條畷市子ども基本条例（案）についてのご説明をいただきましたが、この件に関しましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

委員：この基本条例の中に、四條畷の緑豊かな自然に恵まれた環境の中にと書いてあるのですが、私は5年生と4年生の息子がいるのですが、今放課後帰ってきてからの遊ぶ場所でとても悩んでいます。どこに行ってもボール遊びをすると言われて帰ってくるのですね。広場がありまして、とても高いフェンスがあるのにも関わらず、遊んでいると近くのおじいちゃんが来て、ここで君たちは、ボール遊びはできないよと言われて帰ってくる、あげく学校に連絡が入って、先生が見回りに来られて、残念だけど四條畷市内の中で、君たちがボール遊びをできる場所はないと言われたと言って帰ってきたことがあって、僕たちはどこで一体遊んだらよいのだということをとっても言われて、自分の子ども時代のときは、たしか校庭が開放されていたと思います。校区外・校区内という言葉もなく、四條畷の自然の中で遊んでいた話をするととても羨ましがります。深北緑地がとても広いので行ってきてもよいよというのですが、学校から言われているから行けないと、でもそこ以外じゃないとサッカーで遊べないのなら、学校にそう言われていても親が責任をとるので遊びに行ってもよいよと言って、つい最近なのですが遊びに行くようになったのですが、そうしたら昼から土曜日・日曜日でも、行ったら夕方5時半くらいまで泥んこになって帰ってくるのです。それが自然で広いところで子どもが遊べる、本当に真の姿だと思います。四條畷市内の中に子どもがボールを使って、誰にも文句を言われたい状況で遊べる場所を保護者として強く望みます。とても可愛そうだなと思って、先生にも言われ、近隣の人にも文句を言われ、自分たちでやはりそれなりにルールを決めて1か所門があいてある広場があるのですが、そこに誰か1人をおいてボールが転がっていかない

ように考えて遊んだりもしているのですね。やはり子ども目線から見ると、どうして大人のゲートボールは遊べるのに、僕たちのサッカーは駄目なのだと言われたら、親として何と答えてあげてよいのかも、とても学校には申し訳ないのですけれども、校区外だろうが、深北に行って遊んでもよいと私は言っているのです。そうしたらやはり生き生きして帰ってきて、やはり夜もすんなり寝てとても熟睡して寝ているので、ゲームをして2、3時間家で遊んで、やりきると暇だと言うのですが、公園に行ってしまうと5、6時間何も言わず、水筒1本で遊べているところが、やはり子どもらしさといいますか、育まれるべきところではないかなと思います。その部分の問題もあるのですが、やはり外で夢中になって遊んでいる時間は、友達とのコミュニケーションもとれるだろうし、年上、年下とも遊べると思うので、なぜ校庭が解放できないのかということと、それが無理なら本当に子どもたちが健やかに遊べるとても広い場所をつくっていただきたいなととても思います。

事務局：学校教育の管轄や地域教育の管轄になってくるとなるかと思うのですが、ふれあい教室、学童保育は学校内に今7か所あるのですが、その子どもたちは校庭で遊んでいます。

委員：それがなぜあの子たちは遊べて、僕たちは遊べないのかということもあって、広い中でポツンと遊んでいたりでするので、今は校庭もサッカークラブなどに利用推進をされているのですか。

事務局：推進しているわけではなく、クラブも場所がないので学校を利用してということで、とくに土曜や日曜などは使っていたり、あと西中などは夜、ナイター設備が付いているので、サッカークラブの練習をやったりというようなことをしています。

委員：くすのき小は平日サッカークラブをやられていて、それができてどうして通えている児童たちには開放ができないのか。この間お手紙で回ってきたのが、多分4月にお手紙をもらう放課後子ども教室、それに登録した子どもは水曜日の何時間かの間校庭を開放するということがあったのですが、親からしてみたらその4月の段階で子どもたちが参加しないとなったらそれには登録しないで、途中でそれを言われるとまた登録をし直さなければいけないのかなという、どうしても何故面倒くさい手続きを得てからでないかと在学中の児童が遊べないのかという、その面倒くささ、手間がかかるので、働かされている保護者に関しては、多分もう、そのようなお手紙も見られているかどうか疑問ですし、子どももそのようなことを親に伝えていないかもしれないという点では、子どもたちの学校というよりは、大人管轄の場所になっているなということがとても残念で、先ほど言われていた子ども会議の設置はとても早くしてあげてほしいなと思います。

事務局：おっしゃられるとおりでと思います。今ゲームといっても、体を動かさないゲーム、指だけ動かすゲームが流行っています。それで夜中までやっていてということで、なかなか外に出て遊びに行く子どもも減ってきたりして、1年生や2年生が遊びと言って広いところに出しても、どうやって遊んでよいかわからないというような状況があると聞いています。

委員：何をしても怒られてしまうと言うんですね。だから本当に私がやっていたような遊

びをいうと、「そんなことしてよいの」「怒られない」などと言われるのですが、夕方まで子どもが外で「ワー」という遊び声が聞こえているかといわれると、聞こえていないのがとても寂しいと思います。自分のときは行きたいところに行って遊んでいたのが今の子どもたちはそれができないし、サッカーやドッジボールは習わなくても子ども同士でやはり外で遊べるものだと思っていたのが、できないというのは本当に場所提供だけでもと切に願っています。

事務局：子どもが育っていく上で非常に大事なところだと思います。また教育委員会のほうも校庭解放するようになったということは聞いていたのですが、実際にはそのようなことだったのですね。週を決めて放課後子ども教室に登録という条件があつて。

委員：登録されている人と書いていたと思うのですが、でもやはりそれをまた1から登録し直さないといけないのか、それをまたどこに、担任に言ったらよいのか、でもそうになると子どもも面倒くさいからよいとなるのですよね。その日だけならいらぬなど。

事務局：タイミングで遊びたい気持ちのときに遊べる状況をつくってあげないと。近隣で学校での大きな犯罪がおきて、それ以来なかなか学校のほうも防犯対策が厳しくなり、大阪市内の教育大付属などでも痛ましいことがおこって、時間が経つにつれて忘れられていくのですが、そこを考えると一定の防犯の体制は必要になってくると思うのですが、一方でそうしてしまうと家に閉じこもって遊ぶしかできなくなってくるので難しい話だとは思いますが、子どもにとってやはり健全に成長していく上では外で遊ぶということがいろいろな経験となり、それを受けさせてあげないといけないので、大事なことだと思います、福祉のほうからも教育委員会に話をし、このような意見が出たということで伝えておきます。

事務局：小学校の子どもたちにアンケートをしに行ったとき、子どもたちから緑豊かだと、自然がいっぱいだとこの四條畷はと、いろいろな意見をもらいました。子どもたちの遊び場が非常に少ないというそのような状況があるけれども、やはり子どもたちの目には、広い緑がいっぱいで自然の中でよいというような意見もいただいたのですけれども、今回つくっているこの支援事業の前に、子どもの施策として「なわて子どもプラン」というものをつくって、この10年間進めてきているのですが、その中では子どもの遊び場所ということ掲げながら入れてきているのですが、なかなかそれが進んでいないのが実質なのですね。例えば市内の利用されていない空間や遊休地などを活用した遊び場みたいなものを、できればつくってほしいということも、この子どもの遊び場づくりの中で取り上げてはいるのですが、なかなかそこが進んでいないということは現実なのです。ですので、これ自体が今後もまた活かされて、継承していくこととなりますので、そのようなことも踏まえて今度進めていけたらというように思います。

委員長：よろしいでしょうか。この事業計画で、1番最後の計画の進行管理ということで、進行管理のことが書かれているのですが、この条例も市の法律だから、各セクションに責任をもってやってほしい。ですからこの条例もどのようなかたちで進行管理していくのかということ盛り込まないといけないと思います。言いつばなしかと、何かよいことだけ言っておいてそれだけでよいのかと、やはりそれに条例だとかなり重い

と思うのですね。ですから基本条例をつくるからにはそれをどのように実現しているのかという進行管理がどうしてもいくと思います。その辺の文言をどこかに盛り込んでいかなければいけないのではと思います。

委員：17条か18条ですよ。

委員長：他に何かご意見、ご質問はありますか。

副委員長：今委員長がおっしゃったことも本当にそのとおりだと思うのでご検討いただきたいと思います。もう1点、13条の6でスマートフォンのところなのですが、小学生、中学生と限定されているのですが、14条の3は児童ということになっていて、子どもですときているのにここだけ児童になっているというところと、それから小学生、中学生に限定するのであれば、こちらも小学生、中学生に限定すべきなのか、やはり18歳まで、高校生もスマートフォンを使いますので、その辺のところの整合性が気になったのですがいかがでしょうか。どうしたらよろしいでしょうか。高校生は、あまりスマートフォンは問題になっていないのですか。

委員：なっています。いじめやラインで既読を、読んで返さなかったらどうだとか、なんやかんや、友達のトラブルはとて多いです。いじめにつながるトラブルはとて多いです。

委員：子どもでよいのではないですか。

委員長：子どもで統一したらいけますか。

事務局：高校生で学校と連携というのが。

副委員長：義務教育ではないというところですか。

事務局：18歳まで入ってしまった場合に、学校と連携しながら、といっても、学校は学校の役割がありますので、ここは書けないだけのことで、学校と連携というのは別に、家でルールづくりをするとうことで、当然学校で子どもに対しての指導をするとうことであったらうまく市との連携はできるのではないかなと思います。

委員長：何条の文言ですか。

事務局：13条の6で、保護者は子どもに、ですね。スマートフォン等通信機器を持たせる場合は、家庭内でルールづくりに務めなければならない。

委員長：「学校と連携しながら」という文言を削除するということですね。14条の3は子どもに変えるのですね。義務教育は関係ないですね。

事務局：関係ないです。

委員：子どもが中学校に入るときに、今スマートフォン、携帯電話をもっているのが当然な時代なので、うちの子は持っていなかったのですが、クラブの連絡網をメールで回しますというクラブのプリントがきて、メールということは家のパソコンがなかったら、携帯電話を持っていない子はどうするの、と聞いたら、その子には先生が直接電話すると子どもが言っていたのです。それが普通の生活の中に当たり前になっている社会なのだと自分も驚いて、だから昔だったら8時以降だから、よそのお家に電話したらいけないなど、普通に電話の仕方も親が教えてということだったのですが、メールだと娘はお兄ちゃんの携帯電話のメールを借りてしているのですが、12時半などに明日の集合は何時に変更ですなどといって驚きました。でも子どもの中ではそれ

がまかりとおる世界になっていて、最近子どもを通して不思議な現象を経験しました。12時半のメールは一体何と、とても不思議で、でも学校は、連絡網はメールで流します、ということなので、持っていることが前提であり、またその学校での指導ということに関わると思うのですが、せめてクラブの連絡くらいは夜9時までにはまわそうねという、先生からいうのもおかしな話なのですが、ひといいわないといけない子たちになってきているのかなと思います。ひどいときには明日の連絡なのにその翌朝の明け方にメールが来ます。でも先生はメールが回っている確認などもしていらないと思います。

委員：電話の連絡網が作れないのですね。

事務局：学校などはとくにPTAなどでも。

委員長：14条の3で学校等は子どものスマートフォンの適正な使用方法を指導するように努めるということですね。

委員：スマートフォンのことは私が言いましたのですが、行っている中学校にちょっとした事件があって、でもそのために全保護者にアンケートを取って、一体どのくらいスマートフォンを持っているのかアンケートを取ったのですが、本当は半数に満たないです。子どもはみんなもっているというのですが、みんな持っていない、半数以下ですと言えるようにデータを面白いなと思って出たのですが、男子のほうが女子に比べて半分とはいかないのですが大分少ないです。3年生の女子は7割ぐらいです。だんだん学年があがるにつれて増えていくけれども、そんなにみんなが持っているわけではないです。

委員長：他、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。これはパブリックコメントはやりますか。

事務局：パブリックコメントは、本当は11月にと考えていたのですが、他の市にお聞きしていますと、別に11月にする市も中にはあるそうなのですが、でももう皆さん12月過ぎてしている市もあるということなので、うちも12月にパブリックコメント12月いっぱいかけて、パブリックコメントをとらせてもらったかどうかというように思っているのですが、12月の末に国のほうにこの素案を提出しなければいけなくなっているのです。素案を国に提出する前にパブリックコメントを取らせていただいたほうがよいかという思いでいたのですが、素案でするのでパブリックコメントにかけなくても、素案として国のほうにまず提出させてもらって、その後にゆっくりといろいろな修正のか所も出てくるかもしれませんので、12月にパブリックコメントにかけさせていただいて、というようなかたちで今後のスケジュールには書かせていただいて、皆さんに今日はおもうと思っていたのですが。

委員長：今日いろいろ意見出ましたが、まだまだ見ていたら出てくる可能性もありますので、その部分の修正は今後できるのですか。

事務局：修正をしていただくために、最後まで修正になるかなと思ったりもするのですね。ですので、修正をするのは、あと12月いっぱいかけてパブリックコメントにかけて市民のご意見をいただいて、それから今日また皆さんお家に帰られて見ていただいて、またご意見があればそれをいただく中で修正をしまして、2月末くらいにもう一度こ

の第6回目の子ども・子育て会議を開かせていただいて、皆さんに検討していただくと、それが最終になると思いますが、それまでは素案ですので、いろいろ修正しながらそこへ持っていきたいと思います。

委員長：最悪そこまではいけるわけですね。

事務局：はい。もうそこで皆さんの会議は、これは切らせていただいて、その後は直す部分は委員長と副委員長のほうに一任していただいて、あとは答申していただくかたちで今後のスケジュールを進めさせていただいたらどうかというように事務局のほうでは考えているところです。

委員長：ということで、まだ修正が可能だということですので、できれば電話はメールか何かで。

事務局：できればメールでいただくほうがありがたいです、聞くだけでは少しこちらも聞き落とし部分もあるかと思っておりますので。

委員長：何か意見があれば提出いただきたいと思っております。

事務局：基本条例に関しては3月議会の目標として今進めているのですが、いろいろなところで意見をまだいただくことがあるかなと思っておりますので、その辺、国のほうに報告などそのようなことが条例についてはありますので、最終的に次の子ども・子育て会議が今年度最後なのですが、そこで確定しない場合でしたら、引き続き検討ということもありえますので、この事業計画については今年度で策定を必ずしないといけないのですが、条例については今の時代に応じた市としての定めということでかなり中身を練ってつくっていききたいなと考えておりますので、いろいろな意見等いただければと思っております。

委員長：3月議会に条例の予定ということですね。そのときには議員とのすり合わせもいきますよね。そのときに大幅に変更になったら継続というかたちもあるということですね。

事務局：子ども・子育て会議の予定が6回しかありませんので、どうしても最終で皆さんにお尋ねしないといけない部分が出ていましたら、また郵便で送付させていただいてご意見をいただくというかたちでも、やらせてもらえたらよいかと思っております。できるだけ次回の第6回目でまとめられたらよいかと思っております。

委員長：そうしましたら、子ども基本条例案についての審議はこれでよろしいでしょうか。本日予定しておりました案件すべて終了いたしました。長時間にわたりご意見ありがとうございました。あとは事務局から先ほどお話がありました今後のスケジュールについてのご説明がございますのでよろしくお願いいたします。

## 2. その他

事務局：(今後のスケジュールについて連絡)

委員長：それでは委員の皆さん、本日は長時間ありがとうございました。これで第5回子ども・子育て会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。

<閉会>